
第7回 飯南町議会定例会会議録（第3日）

令和6年12月20日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和6年12月20日 午前9時開議

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 討論・採決
- 日程第3 議案第73号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第74号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第75号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第76号 飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第77号 飯南町滞在型地域交流拠点施設新築工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第78号 令和6年度飯南町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第79号 令和6年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第80号 令和6年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第81号 令和6年度飯南町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第82号 令和6年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第83号 令和6年度飯南町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 討論・採決
- 日程第3 議案第73号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第74号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 5 議案第 75 号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 6 議案第 76 号 飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 77 号 飯南町滞在型地域交流拠点施設新築工事請負契約の締結につ
いて
- 日程第 8 議案第 78 号 令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 9 議案第 79 号 令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4
号）
- 日程第 10 議案第 80 号 令和 6 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 81 号 令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 82 号 令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 83 号 令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（10 名）

1 番 早 樋 徹 雄	2 番 伊 藤 好 晴
3 番 熊 谷 兼 樹	4 番 内 藤 眞 一
5 番 高 橋 英 次	6 番 安 部 誠 也
7 番 景 山 登 美 男	8 番 安 部 丘
9 番 平 石 玲 児	10 番 戸 谷 ひ と み

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 藤 原 一 也 書 記 山 本 友 梨 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長 塚 原 隆 昭	副 町 長 曾 田 卓 文
教 育 長 大 谷 哲 也	教 育 次 長 石 飛 幹 祐
総 務 課 長 永 井 あ け み	防 災 危 機 管 理 室 長 田 村 剛

（基幹支所長兼務）

まちづくり推進課長	藤原清伸	住民課長	野津史昭
保健福祉課長	安部農	福祉事務所長	門脇貴子
産業振興課長	深石尚志	産業振興課総括	本間康浩
建設課長	森山篤	会計管理者	高木ゆかり
病院事務長	高橋克裕	代表監査委員	那須照男

欠席した職員の氏名

午前9時00分開会

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

はじめに、総務厚生常任委員会委員長、7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 7番。

おはようございます。委員会審査報告を行います。

令和6年12月20日

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

総務厚生常任委員会

委員長 景山 登美男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第67号、件名、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第69号、令和6年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第70号、令和6年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案可

決。

.....
以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、3番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） 3番。

委員会審査報告を行います。

.....
令和6年12月20日

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

教育経済常任委員会
委員長 熊谷 兼樹

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第66号、飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第71号、令和6年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第72号、令和6年度飯南町下水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

.....
以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、4番、内藤眞一議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） はい。

審査報告をいたします。

令和 6 年 12 月 20 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

予算特別委員会

委員長 内藤 眞一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 68 号、件名、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 5 号）、審査の結果、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

日程第 2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第 2、討論・採決を行います。

まず、討論を行います。はじめに条例関係について、討論を行います。

議案第 66 号、飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第 67 号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、予算関係について、討論を行います。

はじめに、議案第 68 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 5 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、特別会計予算について討論を行います。

議案第 69 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）及び、議案第 70 号、令和 6 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の 2 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、公営企業会計予算について討論を行います。

議案第 71 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）及び、議案第 72 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の 2 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、議案第 66 号、飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 66 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 66 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 67 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 67 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 68 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 68 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 69 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 69 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号、令和 6 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 70 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 70 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 71 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 71 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 72 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 72 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（早樋 徹雄） 日程第3に入る前に報告をいたします。

12月19日、議会運営委員会が開催され、追加提出議案については、本日の日程にあらかじめ加えて議題としておりますので、ご報告いたします。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。ただいまは提案いたしました全議案につきまして、原案どおり可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。そして、追加議案をお願いしたところ、日程に追加いただきありがとうございました。

追加の議案につきましては、条例関係では、議員の報酬、特別職の給与及び職員の給与条例の一部改正、会計年度任用職員の報酬等条例の一部改正など4議案、飯南町滞在型地域交流拠点施設新築工事請負契約締結についての議案1件、予算関係では、給与等の条例改正に伴う報酬及び人件費の追加、物価高騰対策として実施いたします低所得者への給付金及び全町民を対象とした生活応援事業を含む一般会計補正予算及び、各特別会計事業会計補正予算の6議案であります。

給与等の条例改正は、島根県の人事委員会の給与改定の勧告を受け、島根県職員の給与改定が決定されたことから、人事委員会を置かない本町としては、この改定に準拠して改正したく提案するものであります。

これら11議案につきまして、いずれも早期に執行したいことから、追加の議案とし、詳細には担当課長から説明いたしますので、ご審議をいただきまして適切なるご議決をお願いいたします。以上よろしく願いいたします。

日程第3 議案第73号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、議案第73号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。議案第73号について説明します。

飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成20年飯南町条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月20日 提出。飯南町長。

続く1ページに改正文をつけておりますが、読み上げは省略し、2ページの説明資料にて説明します。

まず、はじめに、1 提案理由です。島根県議会議員の期末手当支給割合に準じて期末手当の支給割合の改正を行うものです。

続いて、2 改正条例の概要です。今年度は、昨年同様0.1月のプラス改定であり、令和6年度については、12月支給分に0.1月を加えて、100分の165から100分の175に改正するもの。令和7年度以降については、0.1月を6月と12月に分けて0.05月ずつ加算し、改正後の欄に記載しております100分の170に改正するものです。

3 施行期日は、令和6年度については、12月期末手当に反映するため、本年12月1日から適用とし、令和7年度以降については、令和7年4月1日としています。

3ページから4ページには、新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。まず反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

私は、議案第73号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本条例改正案は、先ほども説明ございましたが、議員の期末手当の支給割合を0.1か月分引き上げるためのものであります。

今、町民の暮らしはどうでしょうか。物価高騰が続く中、町民生活は厳しい状況に置かれている人が多く、今の本町経済や町民生活の状況を見たときに、議員の期末手当を上げることは、望ましくないと思います。働く者においては、実質賃金の目減りなど、一層厳しさが増しているのが現状と考えます。

本日からガソリン価格はまた引上げになりました。こういう状況のもとで、議員の期末手当を引き上げることに、町民の理解が得られないと私は考えております。よって、本案に反対するものであります。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

議案第 73 号について賛成の立場で討論いたします。

私は、これまでこの件に関して、先の 3 月定例会においては反対の立場で討論をしております。ただ、それをなぜここで賛成にかわるかという説明も含めて賛成討論をさせていただきます。

今、たしかに町民全体的な雰囲気の中で状況が厳しいということは多分あると思います。飯南町の場合、人事院制度、給与を決めるそういう制度をもっていない以上、県に準拠してその数値を使うということは理解できる部分でありますし、ただ、それをなぜ議会に判断を求めるかというところを考えたときに、県全体の数値はそうであっても、この中山間地域における経済がどうであるかということの勘案を議会に求めているんだらうと私は考えています。

その中で、なぜここで私が賛成をするかといいますと、この定例会前、議会活性化検討特別委員会ということで、住民説明会を開催いたしております。その中で、決して多い住民の方の参加ではありませんでしたが、そういう場に足を運んで意見を述べられた町民の方がおられます。その方々の意見は、ほとんどが今の議員報酬をあげるということに反対がありませんでした。

やはり、住民のみなさんの中に、たしかに自分たちも暮らしは苦しいんだけど議員もやはり同じように苦しいんだということを理解していただいているんだらうと、私はその時思った次第です。

ですから、今の十分ではない状況が町民のみなさんの中にもあるとは思いますが、議員もこの程度の、これは議員報酬の上げる部分ですけども、ご理解をいただけるんではないかという考えに至り、この度は賛成するものです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 73 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。

したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 74 号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 4、議案第 74 号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。議案第 74 号について説明します。

飯南町特別職の職員の給与に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 36 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 12 月 20 日 提出、飯南町長。

続く 1 ページには改正文をつけていますが、読み上げは省略し、2 ページの説明資料にて説明します。

まず、はじめに、1 提案理由です。島根県特別職の期末手当支給割合に準じて期末手当の支給割合の改正を行うものです。

続いて、2 改正条例の概要です。今年度は、昨年同様 0.1 月のプラス改定であり、令和 6 年度については、12 月支給分に 0.1 月を加えて、100 分の 165 から 100 分の 175 に改正するもの。令和 7 年度以降については、0.1 月を 6 月と 12 月に分けて 0.05 月ずつ加算し、改正後の欄に記載している 100 分の 170 に改正するものです。

3 施行期日は、令和 6 年度については、12 月期末手当に反映するため、本年 12 月 1 日から適用とし、令和 7 年度以降については、令和 7 年 4 月 1 日としています。

3 ページから 4 ページには、新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。反対討論ですか。はい。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

私は、議案第 74 号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

先ほど、議案第 73 号について、賛成討論の中でいろいろ述べられましたが、私はどうしても、今の状況鑑みるとときには、そういう立場に至りません。

先ほど反対しました議案第 73 号の討論と同様の内容から、反対するものであります。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

私は、議案第74号に賛成の立場で討論をいたします。

今の賃上げ、それから物価高騰への、物価高騰というか物価の安定的上昇についての国の施策は、国力を増強する、国力を強めていくための非常に重要な施策でございます。その施策を町内の隅々に行きわたらせるための必要不可欠なものが、この賃上げということになっていると私は理解しています。

特別職だからといって、それを特別扱いするのではなく、逆に町内の隅々にそれを行きわたらせるための施策とあわせて検討すべき課題だというふうに考えており、この議案についても賛成し、進めていくことで町内の更なる活性化に繋げていかれることを期待します。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第74号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第75号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、議案第75号、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。議案第75号について説明します。

飯南町の職員の給与に関する条例（平成17年飯南町条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月20日 提出。飯南町長。

次の1ページから改正文を付けていますが、読み上げは省略しまして、18ページ、説明資料をご覧ください。

まず、はじめに、1 提案理由です。島根県人事委員会の勧告に準じて給与表及び諸手当の改正を行うものです。

続いて、2 改正条例の概要です。まず、はじめに（1）給料表の改正ですが、島根県人事委員会の勧告に準じまして、給料表の水準について、若年層を中心としまして平均2.65%引き上げるものです。

次に、（2）期末手当の支給割合の改正です。まず、はじめに、今年度の改正については、島根県人事委員会の勧告に準じて、期末・勤勉手当合わせて0.1月のプラス改定であり、期末・勤勉手当とも、それぞれ0.05月を加算することとしています。

これにより、令和6年度については、12月支給分に0.05月を加えて、100分の117.5から100分の122.5に改正するもの。令和7年度以降については、0.05月を6月と12月に分けて、0.025月ずつ加算し、改正後の欄に記載している100分の120に改正するものです。

なお、括弧書きで、再任用職員の改正についても同様に記載をしています。

続いて、（3）勤勉手当の支給割合の改正です。期末手当同様に、令和6年度については、12月支給分に0.05月を加えて、100分の97.5から100分の102.5に改正するもの。

続いて、ページめくっていただきまして、19ページです。令和7年度以降については、0.05月を6月と12月に分けて、0.025月ずつ加算し、改正後の欄に記載している100分の100に改正するものです。

なお、再任用職員については、改正はありません。

続いて、3番目、施行期日ですが、（1）の給料表の改正及び（2）期末手当（3）勤勉手当の令和6年度分については、本年4月1日に遡及して適用とし、（2）期末手当（3）勤勉手当の令和7年度以降については、令和7年4月1日としています。

20ページからは、新旧対照表をつけておりますので、あわせてご確認ください。

議案第75号について、説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。まず反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 75 号、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 76 号 飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 次に、日程第 6、議案第 76 号、飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。議案第 76 号について説明します。

飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例（令和元年飯南町条例第 22 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 12 月 20 日 提出、飯南町長。

次の 1 ページから改正文をつけていますが、読み上げは省略し、3 ページ、説明資料にて説明を行います。3 ページをお願いします。

はじめに、1 提案理由です。先ほどの議案第 75 号、飯南町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員に支給する報酬の上限額、及び期末勤勉手当の支給割合の改正を行うものです。

なお勤勉手当については、本年度令和 6 年度から支給を開始しております。

続いて、2 改正条例の概要です。まず、はじめに、(1) 報酬の上限額の改正です。職員の給与法改定に伴いまして、その給料月額を基準としております会計年度任用職員の報酬の上限額について改正するものです。

その下の表をご覧くださいと思いますが、一般業務に従事する者から軽作業従事する者、軽作業に従事する者まで、6 つの種別に分けてその上限額を定めており、最も多い一般業務に従事する者で、日額 1,100 円、月額 1 万 8,500 円。時間額 110 円のプラス改定としております。その他の種別については表にあるとおりでございます。

続いて、(2) 期末手当の支給割合の改正です。会計年度任用職員についても、職員と同様に、期末勤勉手当合わせて 0.1 月のプラス改定であり、期末勤勉手当ともそれぞれ 0.05 月を加算することとしています。

これによりまして、令和6年度については、12月支給分に0.05月を加えて、100分の117.5から100分の122.5に改正するもの。

ページめくっていただきまして4ページです。令和7年度以降については、0.05月を6月と12月に分けて0.025月ずつ加算し、改正後の欄に記載している100分の120に改正するものです。

続いて、(3) 勤勉手当の支給割合の改正です。期末手当と同様に令和6年度については、12月支給分に0.05月を加えて、100分の97.5から100分の102.5に改正するもの。7年度以降については、0.05月を6月と12月に分けて0.025月ずつ加算し、改正後の欄に記載している100分の100に改正するものです。

次に、(4) その他の改正ですが、職員の例に倣い会計年度任用職員の報酬等から積立て貯金など、控除できるようにする規定を追加するものです。

3 施行期日ですが、(1) の報酬の上限額の改正及び、(2) 期末手当、(3) 勤勉手当の令和6年度分、それから(4) その他の改正については、本年4月1日に遡及して適用とし、(2) 期末手当、(3) 勤勉手当の令和7年度以降については、令和7年4月1日としています。

5ページから新旧対照表をつけていますので、あわせてご確認ください。

議案第76号について説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第76号、飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号 令和6年度飯南町滞在型地域交流拠点施設新築工事請負契約の締結について

○議長（早樋 徹雄） 日程第7、議案第77号、令和6年度飯南町滞在型地域交流拠点施設新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第77号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(平成17年飯南町条例第48号)に基づき、令和6年度飯南町滞在型地域交流拠点施設新築工事を別紙のとおり請負契約したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月20日 提出、飯南町長。

1 ページ目をご覧ください。別紙。

- 1 工事名。令和6年度飯南町滞在型地域交流拠点施設新築工事。
- 1 契約の方法。指名競争入札。
- 1 請負金額。一金2億8,820万円。(うち消費税相当額2,620万円)
- 1 契約する建設共同企業体の名称。正木建設・都間土建 特別共同企業体。
- 1 契約する建設共同企業体の代表の住所氏名。島根県飯石郡飯南町上来島126番地、有限会社正木建設 代表取締役 正木康文。
- 1 契約の時期。飯南町議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付し、発注者が契約の保証を確認した日を本契約とする。

2 ページ目をご覧ください。入札状況書です。

工事名は、令和6年度飯南町滞在型地域交流拠点施設新築工事です。

入札の日時は、令和6年12月4日水曜日、9時です。

落札金額につきましては、2億6,200万円で、入札の方法につきましては、指名競争入札です。

落札者は、正木建設・都間土建 特別共同企業体となっております。

以下に、入札の状況を記載していますので、ご覧ください。なお、落札率につきましては98.01%でした。落札金額に消費税相当額を加えました額が仮契約金額となっております。

次ページには工事の概要書、4ページにはイメージ図のSPDの画像を3方向からつけております。

また、5ページには仮契約書をつけておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。まず、反対者から発言を許します。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

私は、議案第 77 号、令和 6 年度飯南町滞在型地域交流拠点施設新築工事請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

10 月 15 日の全員協議会において、滞在型地域交流拠点施設（みなし寮）は、町内生徒が減少する中、町外生や県外生を確保し、飯南高校 1 学年 2 クラス 61 名を維持して、高校の魅力化や活力を維持するために、県の寮だけではまかなえない部分を補う目的で整備すると説明されました。

私がこの議案に反対する理由の 1 つ目は、61 人という目標が高すぎて、5 年先には現実的でなくなると考えるからです。

県のホームページから、過去 20 年間の飯南高校に関するデータを調べ、町内生・県内町外生・県外生の人数をまとめました。

また、島根県の出生数も調べました。今の高校 1 年生が生まれた頃は、年間 5,700 人前後の赤ちゃんが誕生していましたが、右肩下がりで推移し、ここ 1～2 年は 4,000 人前後にまで急激に落ち込んでいることがわかりました。

飯南町は平成 25 年以降、おおむね 20 人前後の出生数となっています。これまでの実績から、町内の生徒 20 人のうち 7 割に当たる 14 人が飯南高校に入学すると推計でき、目標とする 61 人の生徒を確保するためには毎年 47 人の町外生を集めるということになります。過去 20 年間で町外生が 47 人を超えたことは、一度しかありません。

次に視点を変えて、目標の 61 人が現実的ではない理由を述べます。

しまね留学がスタートした平成 21 年当初は 8 校だった受け入れ校が、今は 16 校に増えています。また、平成 29 年から地域みらい留学が全国展開しており、受け入れ校は 140 校以上となっています。つまり、飯南高校のような取組みをしている学校が全国にたくさんあるのです。

また、全国の高等学校の数が減少していくなかで、通信制高校は学校数も生徒数も年々増加しています。今では高校生のうち 12 人に 1 人が通信制高校を選んでいるそうです。

このように、全国的な少子化の中、飯南高校と同じような高校は増えており、通信制高校を選択する生徒も増えているため、生徒獲得の競争が激化している状況があります。

議案に反対する理由の 2 つ目は、生徒が集まらなかった場合の転用方法が考えられていない点です。県内でみなし寮をつくった高校では、寮としての利用がなくなった場合を想定して、単身者向け住宅や、介護施設に簡単に転用できるような設計になっているものがあると聞いています。

3つ目に、飯南高校を選んでもらうための魅力づくりや生徒募集の戦略に関する納得できる説明がないという理由があります。10月の全員協議会で、資料を準備した上で具体的に説明してほしいとお願いし回答を待っていましたが、説明がないまま入札の手続きが進んだことは大変遺憾に思っております。

4つ目に、慎重な財政運営に努める必要がある状況だからです。飯南町中期財政計画によると、滞在型地域交流拠点施設整備事業等、今年度の大型事業により、単年度公債費比率は令和10年度にピークを迎え17.8%になる見込みだとのこと。中期財政計画は令和10年度までのものですので、11年度以降の見通しはわかりません。

この施設を建設することで、今いる子どもやこれから生まれてくる子の負担になることがわかっているのです。これから人口は減るばかりなのに、どうして箱モノを減らさずに逆に増やすのでしょうか。私たちは今、飯南町の未来に対して責任を持つ立場なのです。

また、高校への支援は、教育活動後援会助成金として約1,700万円、町執行分として約1,800万円かかっています。今は合計3,500万円ですが、寮生を増やすということは、月々1万円の寮費補助を利用する人も増えることとなります。支援額が膨らむため、他の事業を削ったり住民サービスを低下せざるを得ない状況になりかねません。みなし寮の運営にかかる経費の説明も十分とは言えません。住民のみなさんにも大きな影響を与える事業ですので、住民のみなさんに説明し、理解を得なければいけないと思います。

すでにかかっている設計費は大きな金額です。ですが、今ならまだそれだけで済んでいます。もう一度立ち止まって、考え直す必要があるのではないのでしょうか。

最後に、私も飯南高校を存続させることはとても重要だと考えています。ただし、飯南町に3年間滞在するだけの町外生のためにみなし寮を建てたり、生徒募集にお金や時間をかけるのではなく、町内生をいかに増やすのかということにシフトする方法もあります。つまり、飯南町に移住するファミリー層の獲得にこれまで以上に力をそそぐのです。こうすることで、飯南高校生だけでなく、町内企業や介護施設等の労働力不足の解消にもなり得るのです。

飯南高校の生徒を確保する方法は、みなし寮の建設以外にもあります。さまざまな情報を精査し、住民のみなさんのご理解とアイデアもいただきながら、効果的なお金の使い方を今一度検討する必要があると考え、予算を執行することに疑義が生じました。よって、この議案に反対いたします。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○7番（景山 登美男） 7番。

私は、議案第77号、令和6年度飯南町滞在型地域交流拠点施設新築工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、このたびの請負契約が、飯南町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得また

は処分に関する条例により、議会の議決をしようとする契約であることから、議会の議決を求めるものであります。

本契約は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づいた適正な入札手続を経て行われた請負契約であると考え、議決すべきものと考えます。

よってこの議案に賛成するものであります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 反対討論ですか。

○8番（安部 丘） 賛成討論です。

○議長（早樋 徹雄） はい。ちょっと待ってください。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） それでは、8番、安部丘議員。賛成討論認めます。

○8番（安部 丘） 8番。

私は、議案第77号に賛成の立場で討論をいたします。

本件は、令和6年度当初予算において、全議員賛成の中で可決を得ており、その範囲内で指名競争入札を実施され、その結果をもって法条例にのっとり適正な手続きで進められており、賛成するものです。

その上で、このように、幾多の価値観が存在する時代にあって、行政事務を執行するためのコンセンサスを得るためには、その手順や手だてが極めて重要となります。今後の重要案件についても、そのことに十分考えをめぐらし、円滑な事務執行を努められたい。

また、運用が始まってからが本当の事業であります。様々な状況を想定し、事業効果が最大限高められるすべを常に考え望まれたい。以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第77号、令和6年度飯南町滞在型地域交流拠点施設新築工事請負契約の締結についてを採決いたします。議案第77号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。再開は 10 時 15 分といたします。

午前 10 時 01 分休憩

.....

午前 10 時 15 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第 8 議案第 78 号 令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 8、議案第 78 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

はじめに総括についての説明を求めます。

○副町長（曾田 卓文） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 曾田副町長。

○副町長（曾田 卓文） 番外。議案第 78 号について説明します。

令和 6 年度飯南町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,210 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 88 億 6,166 万 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 12 月 20 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。補正前の額に 3,115 万 1 千円を追加し、41 億 5,784 万円。

款、国庫支出金。補正前の額に 6,095 万 4 千円を追加し、7 億 3,795 万 2 千円。

歳入合計。補正前の額に 9,210 万 5 千円を追加し、88 億 6,166 万 9 千円。

ページをおめくりください。続いて歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、議会費。補正前の額に 78 万 8 千円を追加し、6,571 万 6 千円。

款、総務費。補正前の額に 1,119 万 8 千円を追加し、18 億 5,977 万 8 千円。

款、民生費。補正前の額に 2,866 万 9 千円を追加し、15 億 5,349 万 7 千円。

款、衛生費。補正前の額から 302 万 7 千円を減額し、8 億 5,823 万円。

款、農林水産業費。補正前の額に 156 万 6 千円を追加し、8 億 4,894 万 7 千円。

款、商工費。補正前の額に 3,814 万 4 千円を追加し、4 億 8,981 万 7 千円。

款、土木費。補正前の額に 207 万 6 千円を追加し、8 億 4,922 万 2 千円。

款、教育費。補正前の額に 1,269 万 1 千円を追加し、5 億 1,894 万 5 千円。

ページをおめくりいただきまして、歳出合計です。補正前の額に 9,210 万 5 千円を追加し、88 億 6,166 万 9 千円。

ページをおめくりください。続いて、第 2 表、繰越明許費です。

款、民生費、項、社会福祉費。事業名、低所得者支援事業 2,351 万 6 千円は、個人住民税非課税世帯への給付金の給付が年度内に完了しない可能性のあるため繰り越すもの。

款、商工費、項、商工費。事業名、商業活性化重点支援事業 1,500 万円は、飯南町にお住まいの方に付与する飯南町生活応援ポイントの使用期限を令和 7 年 7 月末までとすることにより繰り越すものです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

それでは、6 ページ事項別明細書ですが、めくっていただきまして、7 ページ、1 総括です。歳入については説明を省略しまして、8 ページ、歳入です。

歳入合計の補正額の財源内訳ですが、後ほど説明します国の経済対策に係る交付金については、従来、一般財源と同じ扱いとしておりまして、全て一般財源 9,210 万 5 千円の増です。

続いて、9 ページ、2 歳入です。概要説明資料は 1 ページです。

款、項、目、ともに地方交付税。普通交付税を給与改定に伴う増の財源としております。

続いて、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、こちらは後ほど歳出で説明しますが、いずれも長引く物価高騰への対策としまして、国で実施されます非課税世帯等への低所得者支援事業と、町民の生活応援として、町が行います商業活性化重点支援事業に充てる補助金 10 分の 10 補助であり、新規事業により増額です。

歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 次に歳出について、関係課長から順次説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

続きまして、10 ページ、3 歳出です。概要説明資料は 2 ページになります。

款、項、目ともに議会費。議員人件費より、これ以降、給与改定に伴う人件費補正と特別会計、公営企業会計への繰出金、補助金が全部で、これ以外に 56 事業ありますが、後ほど給与費明細書で説明しますので、個別の説明は省略させていただきます。

なお、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費の一般職人件費及び、14 ページ、款、

衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費の保健師人件費につきましては、本年度における退職者3名によります減額も含まれております。

人件費外の事業、低所得者支援事業と商業活性化重点支援事業については、担当課より個別に説明いたします。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

予算書 12 ページをご覧ください。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。低所得者支援事業は、物価高騰で特に影響が大きい低所得者世帯に対し、1世帯当たり3万円、子ども加算として子ども1人当たり2万円の扶助費を計上しています。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

予算書 16 ページ、説明資料 4 ページです。

款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。商業活性化重点支援事業につきましては、全住民を対象に8,000円相当の飯南町生活応援ポイントを付与することによる増額です。

○総務課長（永井 あけみ）

続いて、19 ページ、給与費明細書をご覧ください。

はじめに、1 特別職です。

先ほど議案第 73 号、74 号で説明しました期末手当の支給割合プラス 0.1 月改定によります増額です。比較の欄をご覧ください。

長等とありますがこれは町長、副町長で合計9万4,000円の増。議員10名で合計24万5,000円の増。その他、これは教育長となりますが、合計4万円の増です。

続いて、20 ページをお願いします。2 一般職（1）総括ですが、次の 21 ページのア、イの合計となりますので、21 ページのほうの資料でご説明します。

まず、21 ページ、ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職員についてですけれども、比較の欄をご覧ください。まず職員数については、本年 11 月までの退職者によりまして、3名減の 85 名としております。

続いて給与費ですが、先ほど議案第 75 号で説明しました、給与の改定プラス 2.65%、それから期末勤勉手当の支給割合、プラス 0.1 月の改定によります増額ですが、令和 6 年 4 月 1 日まで遡及して適用するために、その差額を計上しております。給料で 405 万 5,000 円の増。職員手当で 418 万円の増です。共済費は給与費、皆増に伴います増額と、退職に伴う減額によりまして、全体としては 60 万 3,000 円の減となっております。

また、職員手当につきましては、その下の欄、職員手当の内訳をご覧ください。こちらも比較の欄になりますけれども、期末手当 0.05 月プラス、勤勉手当 0.05 月プラスの改定によります増額と、それに付随する職員手当の増額、また、退職に伴う減額をそれぞれ計上しております。

一般会計に属する職員 85 名分で、退職者の減の影響もありますが、総額 763 万 2,000 円となっております。

続いて、その下、イ会計年度任用職員です。同じく比較の欄をご覧ください。先ほど議案第76号で説明しましたとおり、職員の給与月額を基準としておりまして、このたびの改定により、報酬で1,261万2,000円、職員手当で552万4,000円が増額となり、その職員手当の内訳は職員同様、期末勤勉手当の増額分となっています。

一般会計に属する予算上の会計年度任用職員71名でありまして、給与改定により、その総額は2,072万9,000円となります。

また、一般会計全体では、高水準の給与改定の影響によりまして、19ページの特別職、20ページの一般職をあわせて2,874万という大きな増額となったところです。

22ページには、給料及び職員手当の増減額の明細、23ページからは、給料及び職員手当の状況をそれぞれ記載していますので、ご確認ください。

議案第78号について、説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○7番（景山 登美男） 7番。

このたびの補正において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てる事業が2つございます。

1つの低所得者支援事業につきましては、これは国の施策で、必要経費を交付金でみるということだと思えますけども、もう一つの商業活性化重点支援事業につきましては、町の意思でというか施策でこうした事業をやるということで、これに臨時交付金を充てるということで、この補正予算書では、2つの事業に利用する交付金が計上してありますが、臨時交付金そのものがほかに事業を考えれば、枠というか割当てというか、そうしたものが可能性としてあるのか。もう、その辺の交付金のどういいますか、飯南町に対しての何かそういうルールがあるものなんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

先ほど7番議員からの交付金の使途についてご質問があったかと思えます。

本町においては、内部のほうで検討した結果、商業活性化重点支援事業に活用しようということで決まったものでございまして、そのほかのメニューとして、厳冬期を迎えるということで灯油券ですとか、ひとり親世帯への支援ですとか様々なメニューが国からは示されておりますけれども、本町においては、町民全体に行き渡る事業をとということで、この商業活性化重点支援事業一本で検討したという経過でございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） 7番。

そういうことで、限度額というか、その枠が定めているわけではないということによろしいでしょうか。ほかに、先ほど言われたような例えば違う事業を今後やろうということになれば、それを求めれば交付金が当たる可能性はあるというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

本町においてくる交付金の金額相当にあたるものが商業活性化重点支援事業に全てあたっているということで、これ以外に枠が余っているというような状況ではございませんで、本町においては、この事業でということで10分の10補助を全て充てるということで考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。まず、反対者から発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に、賛成者から発言を許します。賛成討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

議案第78号、令和6年度飯南町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

私は、先ほど可決された議案第73号及び議案第74号に反対しました。この2つの案件の内容が反映される令和6年度飯南町一般会計補正予算（第6号）についても反対すべきではありません。しかし、本予算案には職員や会計年度任用職員の給与引き上げ、低所得者対策の予算、あわせて住民生活を支援するための予算が盛り込まれており、このことについては賛成しなければなりません。予算が可決された際には、議員・特別職の期末手当引き上げ部分については、予算執行しないことを求めたいと思います。

なお、職員および会計年度任用職員の給与の引き上げが実施されようとしていますが、職

員と会計年度任用職員との間に大きな差異があります。これも解消するように求めたいと思います。

あわせて、公の施設の管理運営を委ねている指定管理者のもとで働く労働者、そして公共性の高い医療・福祉の職場で働く労働者の賃金が引き上げられるように、町として積極的な対応を求めるものであります。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 78 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を採決いたします。議案第 78 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 79 号 令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

○議長（早樋 徹雄） 日程第 9、議案第 79 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第 74 号について説明します。

令和 6 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 4,712 万 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 20 日 提出。飯南町長。

次 2 ページをお願いします。第 1 表 歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。

款、繰入金。補正前の額に 27 万 6 千円を追加し、4,692 万 8 千円。

歳入合計。補正前の額に 27 万 6 千円を追加し、6 億 4,712 万 7 千円。

3 ページです。ページをおめくりください。歳出です。

款、総務費。補正前の額に 27 万 6 千円を追加し、1,548 万 7 千円。

歳出合計。補正前の額に 27 万 6 千円を追加し、6 億 4,712 万 7 千円。

続きまして事項別明細書。ページをおめくりください。5ページの1総括。歳入の説明は省略しまして、6ページをお願いします。歳出ですが、補正額の財源内訳は、その他特定財源です。

7ページをお願いします。概要説明資料は、6ページです。2歳入。款、繰入金、目、一般会計繰入金。職員給与費等繰入金は、給与改定に伴う増額です。

8ページをお願いします。3.歳出です。款、総務費、目、一般管理費。一般職人件費は給与改定による増額です。

次ページ以降に給与費明細書を添付しておりますが、一般会計に準じて作成していますのでご覧ください。議案第79号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第79号、令和6年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第80号 令和6年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第10、議案第80号、令和6年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第80号について説明します。

令和6年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,996万円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月20日 提出。飯南町長。

2ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正。款の合計額を読み上げます。

歳入。款、繰入金。補正前の額に130万7千円を追加し、977万3千円。

歳入合計。補正前の額に130万7千円を追加し、3,996万円。

次のページをご覧ください。

歳出。款、訪問看護事業費。補正前の額に130万7千円を追加し、3,976万円。

歳出合計。補正前の額に130万7千円を追加し、3,996万円。

4ページから事項別明細書です。5ページ、1総括。歳入につきましては説明を省略し、6ページ歳出です。歳出合計。補正額の財源内訳は、全てその他特定財源です。

次、7ページ。2歳入です。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。この度の補正で、収入で不足する額を一般会計から繰り入れるものです。

8ページです。3. 歳出。款、訪問看護事業費、項、訪問介護事業費、目、訪問看護事業費です。一般職人件費また訪問看護経常管理費のほうでは、会計年度任用職員の人件費につきまして、給与改定による補正であります。

9ページから給与費明細書を添付しておりますが、一般会計に準じて作成しておりますので、ご覧いただければと思います。説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第80号、令和6年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 81 号 令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 11、議案第 81 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第 81 号について説明します。

第 1 条 令和 6 年度飯南町病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第 1 款、病院事業費用。既決予定額に 2,619 万 2 千円を追加し、12 億 3,501 万 3 千円。

第 1 項、医業費用。既決予定額に 2,619 万 2 千円を追加し、12 億 2,464 万 6 千円。

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）給与費。既決予定額に 2,506 万 8 千円を追加し、6 億 9,511 万 3 千円。

令和 6 年 12 月 20 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。実施計画書です。

1. 収益的支出。支出。目について読み上げます。

目、給与費。既決予定額に 2,506 万 8 千円を追加し、6 億 9,511 万 3 千円。

目、経費。既決予定額に 112 万 4 千円を追加し、2 億 7,308 万 4 千円。

次のページ、3 ページ、明細書です。

1. 収益的支出。支出。目、給与費、また、目、経費。経費の方は退職手当負担金になりますが、職員の給与改定による人件費の増額になります。

4 ページから、キャッシュフロー計算書等付属する書類を付けておりますけども、説明は省略しますのでご覧いただければと思います。説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第 81 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 82 号 令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 12、議案第 82 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 82 号について説明します。

第 1 条 令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第 1 款、簡易水道事業費用。既決予定額に 38 万 5 千円を追加し、2 億 5,711 万 8 千円。

第 1 項、営業費用。既決予定額に 38 万 5 千円を追加し、2 億 4,045 万 1 千円。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,771 万 4 千円は、過年度損益勘定留保資金 1,771 万 4 千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款、資本的収入。既決予定額に 38 万 5 千円を追加し、1 億 4,477 万円。

第 5 項、一般会計出資金。既決予定額に 38 万 5 千円を追加し、1 億 197 万円。

次に 2 ページです。第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 総係費。既決予定額に 38 万 5 千円を追加し、1,854 万 3 千円。

第 5 条 予算第 9 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 4,350 万 2 千円に改める。

令和 6 年 12 月 20 日 提出。飯南町長。

次に 3 ページです。実施計画書です。

1. 収益的支出。目について説明します。支出。目、総係費。既決予定額に 38 万 5 千円を追加し、1,854 万 3 千円。

2. 資本的収入。収入。目、一般会計出資金。既決予定額に 38 万 5 千円を追加し、1 億 197 万円。

次に 4 ページ。明細書です。1. 収益的支出。支出。目、総係費につきましては、このたびの給料改定に伴います職員 2 名分の人件費を増額するものです。

次に 5 ページ。2. 資本的収入。収入。目、一般会計出資金につきましては、人件費の増に伴います一般会計からの繰入金を増額です。

次の 6 ページ。予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましては、ご覧くださ

い。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第 82 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 83 号 令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 13、議案第 83 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 83 号について説明します。

第 1 条 令和 6 年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第 1 款、下水道事業費用。既決予定額に 44 万 3 千円を追加し、2 億 9,713 万 5 千円。
第 1 項、営業費用。既決予定額に 44 万 3 千円を追加し、2 億 7,042 万 6 千円。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,574 万 1 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 367 万 7 千円、過年度損益勘定留保資金 3,206 万 4 千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款、資本的収入。既決予定額に 44 万 3 千円を追加し、2 億 5,128 万 6 千円。

第 5 項、一般会計出資金。既決予定額に 44 万 3 千円を追加し、4,119 万 4 千円。

次に 2 ページです。第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 総係費。既決予定額に 44 万 3 千円を追加し、711 万 6 千円。

第 5 条 予算第 9 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 2,855 万 3 千円に改める。

令和 6 年 12 月 20 日 提出。飯南町長。

次に 3 ページ。実施計画書です。目について説明します。

1. 収益的支出。目について説明します。支出。目、総係費。既決予定額に 44 万 3 千円を追加し、711 万 6 千円。

2. 資本的収入。収入。目、一般会計出資金。既決予定額に 44 万 3 千円を追加し、4,119 万 4 千円。

次に 4 ページです。明細書です。1. 収益的支出。目、総係費につきましては、このたびの給料改定に伴います職員 1 名分の人件費を増額するものです。

次に 5 ページ。2. 資本的収入。目、一般会計出資金につきましては、人件費の増に伴います一般会計からの繰入金の増額です。

次の 6 ページ。予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましては、ご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第 83 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から目下、それぞれの委員会において調査中の事件について、会議

規則第 75 条の規定によってお手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しを頂きました。閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

今月10日に開会した本定例会であります。議員各位には連日にわたりまして慎重にご審議をいただきました。

ただいまは、追加議案も含めて提案いたしました全議案につきまして、原案どおりの可決をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、今朝ほども大変冷え込んだんですが、一昨日から昨日にかけて、寒波も強まりました。町内でも多いところは20センチを超える積雪となりまして、一部の路線を限定いたしまして除雪作業も行ったところがあります。

また、本日20日金曜日ですが、琴引スキー場がオープンするということで、これはテレビのニュース等でも報道、放送されましたが、18日には安全祈願祭も行われたところがあります。行政報告でも述べさせていただきましたが、琴引スキー場、2030年の島根神在国スポの競技育成拠点施設として、このスキー場の改修工事、昨年度から2年かけて行ってまいりました。

先般、完成したところでありまして、特に人工芝新しく敷き換えたことによりまして、ゲレンデの雪が融けにくくなったということで、そうした良好な環境で、スキーであったり、スノーボードを楽しんでいただけたらと思っております。

それから、安全祈願祭のときにお伺いした際、責任者の方から、事前のリフト券も順調に売上げているということで好調と聞きました。また、団体客の予約も増えているということでございます。

本当に暖冬で雪不足も心配される場所ではありますが、多くのお客様にご利用いただきまして、まずは3万人を上回る入り込み客を期待したいところであります。スキー場は本町

が誇れるこの冬の町の魅力として本当に重要な支援でもあります。シーズンを通して、大きな事故もなく運営ができることを願っております。

先ほど可決いただきました補正予算として実施いたします、この低所得者世帯向けの給付金事業、そして全町民を対象とした生活応援ポイントにつきましては、物価高騰対策のための事業でありまして、早期の実施に努めてまいります。

これからは、本当に厳寒期に入っております。特に1月は例年より気温が低く、また降雪量も多いと予報もされております。除雪作業をはじめ、水道管の適切な管理など、住民生活に不便をかけないようにしっかりと対応してまいります。

本議会及び常任委員会を通じていただきましたご意見、ご指導につきましては、今後の予算執行並びに日々の事務事業の推進に、また今後の施策立案など、行政執行に活かすよう努めてまいります。

最後になりましたが、本定例会が、いよいよ私の任期中最後の定例会となりました。この4年間、本当に町民の幸せを願い、そして住民福祉の向上を一番に考え、議会の皆様、そして町民の皆様にご理解、ご協力をいただき、また職員と一緒にこの町政運営に取り組むことができたと思っております。

議会運営におきましては、議員の皆様からは、都度ご指導もいただき、また、施策立案を行う上では、様々な視点から貴重なご意見もいただいたところであり、大変感謝しております。

一方で議会对応におきまして、常に緊張感を持って対応してきたつもりではありますが、議案等の不備等もあったこともございます。議事日程に支障をきたしたこともございまして、このことについては、申し訳なく思っております。

議員各位には、今後とも変わらぬご指導をお願い申し上げるとともに、来る令和7年が本当に穏やかな年となり、町民の皆様が笑顔で安心して暮らせる1年になることを心より祈念いたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和6年第7回飯南町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前11時03分閉会
